

消防の動き



2021
11
No.607

- 令和4年度消防庁予算 概算要求の概要
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における消防特別警戒



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

令和4年度消防庁予算 概算要求の概要	5
-----------------------	---

特報2

2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会における消防特別警戒	11
---	----

令和3年11月号 No.607

巻頭言 就任にあたって ~地球と科学の大きな変化の中で (消防庁次長 小宮 大一郎)

巻頭言 新型コロナウイルス感染防止対策と質の高い教育訓練の両立 (消防大学校長 吉田 悦教)

Report

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査の結果	14
---------------------------	----

Topics

第40回全国消防殉職者慰霊祭	18
----------------	----

「多様化する救助事象に対応する救助体制のあり方に関する 高度化検討会 (救助人材育成)」の開催	19
--	----

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊車両 (大型水陸両用車及び搬送車) の配備について	21
----------------------------------	----

消防通信~望楼

柏市消防局 (千葉県) / 東大阪市消防局 (大阪府) 西宮市消防局 (兵庫県) / 筑紫野大宰府消防本部 (福岡県)	23
--	----

消防大学校だより

消防団長科における教育訓練	24
消防研修第110号 (特集: 東日本大震災から10年) の発行	25

報道発表

最近の報道発表 (令和3年9月21日~令和3年10月20日)	26
--------------------------------	----

通知等

最近の通知 (令和3年9月21日~令和3年10月20日)	27
広報テーマ (11月・12月)	27

お知らせ

令和3年11月9日 (火) から15日 (月) まで秋季全国火災予防運動を実施します!	28
「令和4年度危険物安全週間推進標語」及び「令和3年度危険物事故防止対策論文」の募集	29
津波による被害の防止	30
女性防火クラブの活動の紹介と参加の呼び掛け	31
事業所の消防団活動への理解・協力について	32
11月9日は「119番の日」正しい119番緊急通報要領 ~いざという時慌てないために~	33



■ 表紙
本号掲載記事より

就任にあたって ~地球と科学の大きな変化 の中で



消防庁次長 小宮 大一郎

消防・救急課長、総務課長、審議官、国民保護・防災部長、危険物保安技術協会理事と続き、6年連続の消防勤務となりました。

この間、印象に残っていますのは、まず、糸魚川の火災です。地震以外の原因では酒田の大火以来の市街地における大規模火災であり、この火災を踏まえ、全国の消防本部において、市街地を対象とした警防計画を策定してもらうこととしました。

また、市街地全体が水に浸かった倉敷市の水害です。雨が止んだ後のテレビの映像と、「数百人の方々逃げ遅れて亡くなっているかもしれない」という恐怖心が、今でも鮮明に記憶に残っています。

また、房総半島を襲った台風では、上空のヘリから見た数え切れないほどのブルーシートに覆われた半島の海岸の景色が、脳裏に焼き付いています。東日本台風の時には、台風の予想進路の都道府県の代表消防本部の局長さん方に「躊躇なく緊急消防援助隊を要請して下さい。また、県内応援も積極的に行ってください」と、直接電話をしました。しかし、1名、5名、10名、30名・・・とあっという間に死者が増えていった時の無力感。今でも忘れることはできません。

この他、長野県と群馬県のヘリの墜落事故を受けて、2パイロット制を事実上義務付けました。

さて、地球温暖化による災害の多発化・激甚化とAI・IOTなどの科学技術の指数関数的な発展に、消防の世界も大きな影響を受けています。火事による死者は毎年減少していますが、自然災害は激甚化・多発化し救急搬送件数は毎年増加しています。そして、救急車の適正配置へのAIの活用、無人の消火ロボット、火災報知器から消防指令センターへの自動通報など、10年前では「出来たら良いね」だった技術が、今、現実のものとなっています。

最近の科学技術の発展のスピードに鑑みれば、これから先は、今までよりもっと速いスピードで世の中は変化していくでしょう。それに、消防の世界も追いついていかなければなりません。

そのためには、「ゆでガエル」にならずに、人的・物的資源の配分を変化させていかなければなりません。

そして、この大きな変化の中でも、消防の役割が、国民の生命・財産を守るという地方公共団体の仕事の中で最も重要なものであることは不変であり、無償の全国均一のパブリックサービスとして維持し続けなければなりません。

そして、住民への的確な避難指示と避難によって風水害の死者は0にできる、IOTとスプリンクラー等の技術によって火災による死者も0にできる、という気持ちを、最も大切なものとして持ち続けたいと思っています。

以上、個人的な思いを述べさせて頂きました。ご容赦下さい。全国の関係の皆様とともに努力してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

新型コロナウイルス 感染防止対策と 質の高い教育訓練の両立



消防大学校長 吉田 悦教

昨年で創設から60年を迎えた消防大学は、全国の消防職員16万人、消防団員81万人を対象にした高度な教育訓練を行う機関です。本校の卒業生の多くは、全国各地の消防本部で幹部として活躍され、累計の卒業生数は優に6万人を超えています。

昨年来、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的に流行し、日本を含め各国で多くの感染者が生じています。こうした状況下で、本校では、令和2年4月の一時的な教育訓練の中止・延期を経て、同年6月から新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、教育訓練を再開しています。具体的には、学生に対し、①マスクの着用の徹底、②不要不急の外出禁止、③3密の回避、④ソーシャルディスタンスの確保、⑤教室等の常時換気、⑥手指や共有物品の消毒、⑦図書館等共有スペースの入室人数の制限、⑧食堂等の飛沫防止対策等の取組み といった感染症防止対策を講じた教育訓練を提供し、新たな生活様式を取り入れた寮生活をお願いしています。

また、この他、人との直接の接触機会の減少による感染リスクの低減には、ICTの活用が有効です。消防大学では、新型コロナウイルス感染拡大前から、一部の学科を対象に、インターネットを活用したオンデマンド方式のeラーニングを導入しています。これは、事前学習による学生の水準の向上と、平準化による入校後の効率的な教育訓練を目的とし実施していますが、今年度は、本校の滞在日数の縮減による感染リスクの低減の目的を加え、eラーニングの対象科目の拡大を行っています。また、新たに、入校期間が概ね2週間以上の学科を対象に、所属消防本部、自宅等で受講可能なライブ方式のリモート授業も導入しています。

こうしたICTを活用した授業等は、消防大学だけでなく、私の前任地の勤務先であった京都大学公共政策大学院や全国市町村国際文化研修所（JIAM）を始め、多くの教育研修機関で実施されています。ICTを活用した授業等は、海外など遠隔地在住の研究者や多忙な実務者の方なども講師などとして参加しやすく、授業等の質の向上が期待できるメリットがあり、今後も、積極的に実施することが望ましいと考えられます。

最後に、日本を含め世界的に、新型コロナウイルスの変異株の感染者、とりわけデルタ株の感染者が増加しています。本校では、同株の強力な感染力と本校内で集団生活を行う特殊性を踏まえ、後期の教育研修開始にあたり、学生間での感染防止と、感染した際の重症化予防の観点から、感染防止対策の強化を行っています。具体的には、①寮等の共用部等での飲食禁止の徹底 ②寮等の共用部等での窓開け、サーキュレーター、空気清浄機などによる換気対策の強化 ③浴室や食堂における分散利用（入替制）の実施 などの追加措置とともに、10月下旬以降の入校生には、④派遣元の消防本部に対する学生へのワクチン接種の推奨 を強く働きかけています。

消防大学では、コロナ禍での様々な取り組みを前向きにとらえ、引き続き、全国の消防職団員の方々の期待に応えられるよう、新型コロナウイルス感染防止対策と質の高い教育訓練の両立に取り組んでまいりますので、よろしく願い申し上げます。

令和4年度消防庁予算 概算要求の概要

総務課

1 消防庁予算 概算要求の概要

「令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（令和3年7月7日閣議了解）を踏まえ、8月末に令和4年度予算概算要求を財務省に提出しました。以下、令和4年度消防庁予算概算要求の概要について解説します。

「令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」

（令和3年7月7日閣議了解）

令和4年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定。以下「基本方針2021」という。）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）で示された「新経済・財政再生計画」（以下単に「新経済・財政再生計画」という。）の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、平成25年度予算から前年度当初予算までの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。

（略）

1. 要求・要望について

(5) その他の経費

一般歳出のうち、上記(1)、(3)及び(4)に掲げる経費を除く経費（以下「その他の経費」という。）については、既定の歳出を見直し、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額に100分の90を乗じた額（以下「要望基礎額」という。）の範囲内で要求する。

（略）

(6) 新たな成長推進枠

令和4年度予算においては、グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの予算の重点化を進めるため、「基本方針2021」及び「成

長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）等を踏まえた諸課題について、「新たな成長推進枠」を措置する。

このため、各省大臣は、(1)ないし(5)とは別途、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に100分の300を乗じた額及び義務的経費が(3)に規定する額を下回る場合にあっては、当該差額に100分の300を乗じた額の合計額の範囲内で要望を行うことができる。

「新たな成長推進枠」においては、各府省庁は、歳出改革の反映に取り組み、改革の効果に関する定量的試算・エビデンスを明らかにする。

（注）(1)年金・医療等に係る経費、(2)地方交付税交付金等、(3)義務的経費、(4)東日本大震災からの復興対策に係る経費

令和4年度概算要求総額は、143.9億円（デジタル庁一括計上分を除くと131.2億円）であり、一般会計140.4億円、東日本大震災復興特別会計（以下「復興特会」という。）3.5億円となっています。なお、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」にかかる事業については、デジタル庁一括計上分を除き、別途事項要求としています。

一般会計140.4億円には、グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの予算の重点化を進めるための経費（以下「新たな成長推進枠」という。）として、19.8億円が含まれています。新たな成長推進枠として要求している主な事業は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に要する経費6.2億円、情報収集活動用ハイスペックドローン等の整備3.9億円（新規）、熱海市土石流災害を踏まえた小型救助車の整備1.3億円（新規）、情報収集分析車の整備0.6億円（新規）、#7119の全国展開等による救急需要対策の充実強化0.6億円などとなっています（各事業の詳細については後述）。

令和4年度概算要求額は、令和3年度消防庁一般会計予算128.2億円に対して12.2億円増（9.5%増）、令和3年



度復興特会2.3億円に対して1.2億円増（53.2%増）と
なっています。なお、消防団関連予算については、令和
3年度消防庁一般会計予算に対して0.8億円増（10.9%
増）の8.1億円となっています。

令和4年度 消防庁予算概算要求の概要

概算要求額（案） 143.9億円（デジタル庁一括計上分を除くと131.2億円）+事項要求

○ **一般会計 140.4億円**（対前年度比122億円、9.5%増）

○ **復興特別会計 3.5億円**（対前年度比1.2億円、53.2%増）

<重点取組事項>

1. 熱海市土石流災害を踏まえた対応

被害規模の早期把握や捜索・救助のための資機材の整備、二次災害防止など実働部隊への安全支援の体制整備

- ハイスペックドローンの整備 【新規】 3.9億円
- 小型救助車の整備 【新規】 1.3億円
- 情報収集分析車の整備 【新規】 0.6億円

2. 緊急消防援助隊・常備消防等の充実強化

大規模災害・特殊災害等に対応する緊急消防援助隊の充実強化のための車両・資機材の整備及び体制強化

- 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円
- 無償使用車両・資機材の整備等 事項要求

4. 消防防災分野のDXの推進

消防防災分野におけるデジタル化の推進

- 火災予防分野における各種手続の電子申請等の推進に要する経費 0.6億円
- 消防指令システムの高度化等に向けた検討 事項要求

5. 火災予防対策の推進

駐車場における二酸化炭素消火設備の事故を踏まえ、安全対策を徹底

- 二酸化炭素消火設備に係る安全対策の推進に要する経費 【新規】 0.3億円

3. 消防団や自主防災組織等の充実強化 8.1億円
(対前年度比0.8億円、10.9%増)

消防団員の処遇等に関する検討会の議論を踏まえた地域防災力の充実強化に向けた取組の支援等

- 消防団の力向上モデル事業 【新規】 2.5億円
- 消防団加入促進広報の実施 0.7億円
- 消防団・自主防災組織等の連携支援等 0.5億円

地域防災力の中核となる消防団員の活動環境の整備及び装備の充実強化

- 救助用資機材の無償貸付 1.9億円
- 救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車無償貸付 事項要求
- 救助用資機材等の整備に対する補助 事項要求
- 準中型免許取得に係るモデル事業等 0.3億円




【様々な災害を想定して訓練する消防団員】

2 主要施策

令和4年度概算要求における主要項目は、次の8つの柱及び復興特会からなっています。以下、各項目において主な事業を紹介します。

なお、概算要求額にはデジタル庁への一括計上分が含まれているものもあります。

(1) 熱海市土石流災害を踏まえた対応

複数の現場活動において円滑な情報収集を行うとともに、空撮した複数写真を処理し、被害実態の把握を確実にするための災害活動現場の地図画像を作成できるドローンを整備する経費として、3.9億円を要求しています。

また、急傾斜地や障害物が散在する狭隘なアクセスルートで発生した災害においても迅速な救助活動が行えるよう、資機材搬送能力、登坂能力等に優れた小型車を整備するための経費として1.3億円を要求しています。

さらに、土砂災害現場での二次災害防止による実

働部隊の安全支援及び救助・救出活動の支援のため、被災状況や土砂の変化を計測する機器などを備えた情報収集分析車を整備する経費0.6億円についても要求しています。



【情報収集活動用ドローン】



【映像伝送装置】



（災害発生前の地図）（災害発生後の地図）

【地図画像作成ツール】



【小型救助車】
※イメージ

(2) 緊急消防援助隊・常備消防等の充実強化

○緊急消防援助隊の充実

「緊急消防援助隊基本計画」に基づき部隊を増強させるために必要な車両・資機材等を整備するため、緊急消防援助隊設備整備費補助金49.9億円を要求しています。

また、緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力を向上させるため、全国合同訓練の実施に係る経費として1.8億円、地域ブロック合同訓練の実施に係る経費として0.9億円を、それぞれ要求しています。

上記のほか、航空消防防災体制の安全性向上策・充実強化策に関する調査・検討（消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保方策や消防ヘリコプターの活用を含めた共同運航体制の調査・検討）に係る経費0.8億円についても要求しています。

○広域化等による常備消防の充実強化

消防力の維持・強化を図るため、消防の広域化や通信指令業務等の消防業務の一部の連携・協力を推進するための経費として0.3億円を要求しています。

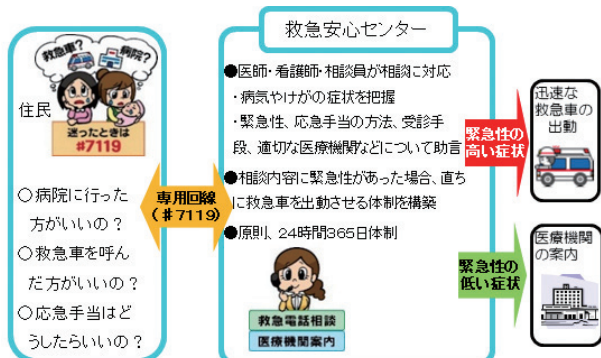
また、住民生活の安心・安全を確保するために防火水槽（耐震性貯水槽）等の消防防災施設の整備を促進するため、消防防災施設整備費補助金14.1億円を要求しています。



【耐震性貯水槽】

○救急体制の確保

住民からの電話による救急相談を受け付ける救急安心センター事業（#7119）の全国展開を推進するための経費として0.6億円を要求しています。



【救急安心センター事業（#7119）イメージ】

○救急救助・情報収集の高度化及び人材育成

救助に関わる人材育成をテーマに、関係機関と連携した救助活動・教育訓練をリードする中核人材の育成について検討し、教育訓練モデル、教育手法等を提示し、効果的な救助技術の教育体制を構築するための経費として0.2億円を要求しています。

また、ドローンを活用した効果的な情報収集及び部隊運用体制を強化するため、消防職員を対象としたドローン運用アドバイザー育成研修とドローン未導入消防本部等への普及啓発に係る経費0.1億円を要求しています。

上記のほか、消防大学校において、感染症対策等としてインターネットを活用したリモート授業を行うとともに、事前学習の充実・強化のため、eラーニングシステムのコンテンツ制作等に係る経費0.5億円を要求しています。

(3) 消防団や自主防災組織等の充実強化

○消防団員の処遇等に関する検討会の議論を踏まえた地域防災力の充実強化に向けた取組の支援等

社会環境の変化に対応した消防団運営を促進するため、災害現場で役立つ訓練の普及、子供連れでも安心して活動できる環境づくり、幅広い意見を反映した団運営、企業・大学等と連携した加入促進などの分野におけるモデル事業を実施するための経費2.5億円（新規）を要求しています。

また、女性や若年層などの消防団への加入を促進するための各種広報活動に係る経費として0.7億円、自主防災組織等が地域の防災組織と連携して行う事業等を支援するための経費として0.5億円をそれぞれ要求しています。

【災害現場で役立つ訓練（例）】



資機材取扱訓練（宮崎市）



救護救出訓練（尼崎市）



【子供連れでの消防団活動(例)】 【企業等と連携した加入促進(例)】



子供連れ巡回活動
(横手市)



プロスポーツチームと連携した
加入促進事業(広島市)

○地域防災力の中核となる消防団員の活動環境の整備及び装備の充実強化

消防団の災害対応能力の向上のため、消防団に対する無償貸付(救命ボート、発電機、投光器、排水ポンプ等)を実施するための経費1.9億円を要求しています。

また、準中型免許創設後に普通免許保有者の消防団員が増加し、将来的に消防団活動に支障が生じる事態に備え、地域の実情に応じた準中型免許取得のモデル事業を実施するための経費として0.3億円を要求しています。



【救命ボート】



発電機



投光器



排水ポンプ

(4) 消防防災分野のDXの推進

災害時における地方公共団体からの被害情報収集を迅速化・効率化するとともに、都道府県の負担軽減を図るため、Lアラート※の通信基盤を活用し、被害情報収集・共有システム(仮称)の整備に係る経費として0.9億円を要求しています。

また、令和3年度に標準モデルを構築した、火災予防分野における防火管理者選任届や防火対象物点検報告などの各種手続の電子申請等の普及を促進するため、アドバイザーによる導入支援を実施する経費0.6億円を要求しています。

このほか、石油コンビナート等における災害発生

時において、限られた防災リソースを適切に運用し最大の効果を発揮させるため、ドローン、AI、IoT等の新技術導入に向けて、その有効性や安全性の検討を実施するための経費として、0.2億円を計上しています。

※Lアラート・・・災害発生時に、地方公共団体等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する情報基盤

(5) 火災予防対策の推進

○火災予防対策の推進

二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備に係る事故の発生を受け、緊急的に必要な安全対策を徹底していく必要があるため、過去の事故事例やリスク分析の結果を踏まえた必要な安全対策の周知徹底するための経費として、0.3億円(新規)を要求しています。

“動画へのリンク”
消火に用いる濃度(検知さき)では、ほとんど即時に暴発消火に至ります。
(提供)名古屋市中消防署、中区危険物安全協会

建物管理者向け
パンフレット
<CO2の危険性>
▲▲▲・・・

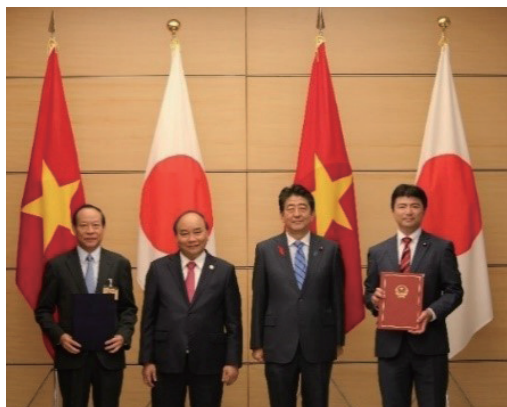
QRコード
【パンフレットの作成等】

○危険物施設等の安全対策の推進

危険物施設の維持管理の高度化のため、新技術を活用した効果的な予防保全に係る方策、屋外貯蔵タンクにおける新技術を活用した効果的な点検方法等を検討する経費0.6億円を要求するとともに、自衛防災組織の技能向上など石油コンビナート等における災害対策の充実強化のため0.2億円を要求しています。

○消防用機器等の海外展開

日本製品の海外展開を推進するため、東南アジア諸国に対し日本の規格・認証制度の普及を推進するとともに、日本企業に製品を紹介する場を提供するための経費として0.6億円を要求しています。



【ベトナムと消防分野における協力覚書を締結】



【フォーラムにおいてタイ内務省防災局幹部へ日本製品を紹介】

(6) 地方公共団体の危機対応能力の強化

○地方公共団体の危機対応能力の強化

地方公共団体の受援計画・業務継続計画の策定に係る研修会、市町村長を対象とした災害訓練、市町村長や地方公共団体の危機管理等責任者を対象とした研修、感染症対策にも資する「防災・危機管理 e-カレッジ」のコンテンツの充実等に係る経費として0.5億円を要求しています。

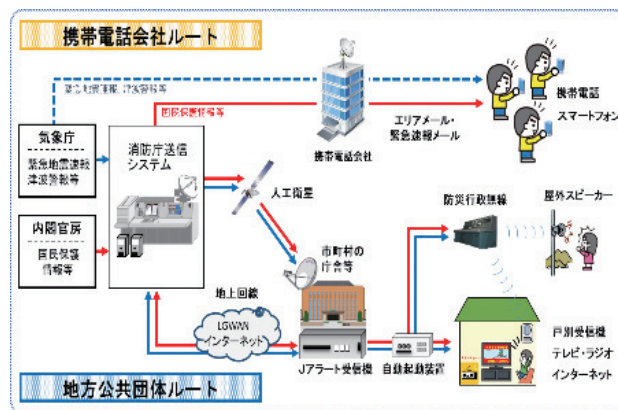
また、大規模テロなどの国民保護事案への対応に万全を期すため、国と地方が共同で訓練を実施するとともに、地方公共団体による避難実施要領のパターン作成を促進するための経費として、1.4億円を要求しています。

○防災情報の伝達体制の強化

比較的安価に戸別受信機を導入可能な地上デジタル放送波を用いた伝達手段（IPDC）について、複数の地方公共団体と地上デジタル放送事業者との連携方策等の調査検討を行い、技術ガイドラインの充実を図り、導入普及を推進するための経費として、0.3億円を要求しています。

また、緊急地震速報、弾道ミサイル情報等、対処

に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を国民に瞬時に伝達するシステムである、全国瞬時警報システム（Jアラート）について、ソフトウェアの改修等、安定した運用を継続実施するため、3.8億円を要求しています。



【Jアラート発信（イメージ）】

(7) 消防防災分野における女性の活躍促進

○女性消防吏員の更なる活躍推進

消防吏員を目指す女性の増加を図るため、学生を対象とした説明会やWEBセミナー等を開催するとともに、消防本部に対する女性消防吏員活躍推進アドバイザーの派遣に加え、新たに幹部向け説明会を開催するための経費として0.5億円を要求しています。



【女性消防吏員の採用ポスター】

○消防団への女性・若者等の加入促進

子供連れでも安心して活動できる環境づくり、幅広い意見を反映した団運営、企業・大学等と連携した加入促進などの分野におけるモデル事業（再掲）として2.5億円を要求しているほか、女性や若者等の消防団への加入を促進するため、地方公共団体が

地域の企業や大学等と連携して行う取組を支援するとともに、全国女性消防団員活性化大会や地域防災力向上シンポジウム等を開催するための経費として0.6億円を要求しています。

(8) 科学技術の活用による消防防災力の強化

○消防防災に係る技術の研究開発・実用化の推進

消防防災科学技術研究推進制度（新たな技術の研究開発に対する支援に加え、製品化に係る取組についても支援することにより、実用化を推進）に係る経費として1.3億円を要求しています。

また、ドローン等を活用した画像分析等による災害（土砂災害等）時の消防活動能力向上に係る研究開発1.2億円、救急出動要請件数増大期における救急搬送時間短縮手法の研究開発0.4億円、消火活動時の殉職・受傷事故を防止するために放水や建物構造の違いによる火災の進展等を可視化できるシミュレーション技術等の研究開発0.4億円を要求しています。



【消防防災科学技術研究推進制度の研究成果（高圧水駆動カッター）】

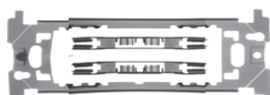
○火災災害調査方法の高度化

大規模火災や危険物流出事故に係る原因調査能力向上のため、高機能X線透過装置などの測定・分析機器の整備に係る要求として0.9億円を計上しています。

焼損した
テーブルタップ
(外観)→



(X線透過写真)→



【X線透過装置を活用した原因調査】

(9) 被災地における消防防災体制の充実強化（復興特会）

東日本大震災により被害を受けた消防団拠点施設や消防車両等の消防防災施設・設備の復旧を支援するため、消防防災施設災害復旧費補助金0.6億円、消防防災設備災害復旧費補助金0.7億円を要求しています。

また、避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するための消防活動等を支援するため、原子力災害避難指示区域消防活動費交付金1.5億円を要求しています。



【消防庁舎復旧事業】
大船渡地区消防組合大船渡消防署
三陸分署綾里分遣所

以上が、令和4年度消防庁予算概算要求の概要です。

問い合わせ先

消防庁総務課
TEL: 03-5253-7506

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における消防特別警戒

消防庁消防・救急課
消防庁予防課

1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「オリパラ競技大会」という。）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により1年延期となり、東京オリンピック競技大会は令和3年7月23日から8月8日まで、東京パラリンピック競技大会は令和3年8月24日から9月5日までの日程で開催され、開催都市である東京都を含む10都道府県（自転車ロードレースの一部コースとなった山梨県を含む。）において競技が行われた。

オリパラ競技大会は、世界中から注目を集める国際的規模のスポーツ大会であり、多数の要人の観戦も予想されることから、テロリストの標的となる可能性があり、実際に、過去に開催された同規模のスポーツ大会では、死傷者を伴うテロ事件が複数発生している。

このため、消防として、オリパラ競技大会の円滑な運営及び安全・安心の確保に資するため、テロ災害を含めた各種災害に的確に対応するための体制構築を図ることとした。

2 消防庁の取り組み

消防庁では、オリパラ競技大会に向けたNBC等のテロ災害への対応力強化を目的とし、大型除染システム搭載車及び化学剤遠隔検知装置の整備や、国民保護事案における国と地方公共団体との共同訓練の実施、ターニケット導入に向けた消防職員用の教育カリキュラム等を策定するほか、外国人や障害者の方々への対応として、電話通訳センターを介した三者間同時通訳、Net119緊急通報システム及び多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の積極的な導入促進、外国人のための「救急車利用ガイド」の普及、外国人や障害者の方々を利用する施設における避難誘導等の多言語対応に関する取組促進を図った。

3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会消防対策協議会

平成29年11月には、消防庁次長を会長とし、競技会場を管轄する都道府県、消防本部及び関係機関で構成する「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会消防対策協議会」を設置し、競技実施期間中における警戒体制や、警防計画（火災、救急、救助活動等に係る計画）及び予防計画（事前査察、訓練指導、予防警戒活動等に係る計画）の策定など、各種検討を行うための体制を構築した。



写真1 消防対策協議会実施状況

4 消防特別警戒体制の構築等

オリンピック競技大会は10都道府県42会場、パラリンピック競技大会は4都県21会場において競技が行われるため、競技会場ごとに警戒本部及び警戒部隊を配置する必要があり、また、NBC等のテロ災害に対応するための装備資機材の整備や、当該災害が発生した場合における対応部隊の出場体制についても確保する必要があった。そこで、管轄消防本部のみの消防力では十分な警戒体制を構築することが困難な場合においては、他の消防本部と応援体制を構築するなどして、対応することとした。

消防庁では、令和元年12月12日に「消防・救急体制整備費補助金（東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会）交付要綱」を制定し、NBC等のテロ災害に対応するための装備資機材の整備や、応援体制の構築に必要な経費に対して補助金を交付し、関係消防本部に対して財政支援を行った。

こうした取組により、オリパラ競技大会の開催までに、万全の警戒体制を構築することができた。

また、各競技会場における警戒体制を構築する一方で、競技会場を含む関連施設への防火安全対策としては、競技会場等を管轄する消防本部において、各競技会場における競技期間中の防火管理体制や消防訓練の実施状況、消防用設備や危険物施設の特例適用状況について事前調査が実施されたほか、競技会場周辺の旅館やホテル、駅などの競技大会開催に伴い不特定多数の方が利用する施設に対する事前の立入検査、防火指導及び消防法令違反の是正指導が実施された。



写真3 札幌大通公園における現地警戒本部設置状況



写真2 札幌ドームにおけるNBC災害対応訓練実施状況



写真4 国立代々木競技場における救急車待機状況

5 競技期間中の警戒体制等

競技実施期間中においては、各競技会場に現地警戒本部が設置され、関係機関との連携体制が確立されたほか、NBC等のテロ災害を含むあらゆる災害に対応するため、競技会場管轄消防本部を中心に、必要な消防部隊を迅速に出動させるための体制を確保するなど、万全の体制で消防特別警戒を実施した。



写真5 埼玉スタジアム2002における警戒車両待機状況



写真6 横浜国際総合競技場における警戒車両待機状況



写真8 横浜スタジアムにおける競技実施状況

また、消防庁としては、災害発生時、災害状況を早期に把握するとともに、迅速な初動対応につなげるため、各競技会場や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会警備本部等に消防庁職員を派遣するなど、情報連絡体制の強化を図り、対応に当たった。

競技実施期間中、開閉会式をはじめほとんどの競技が無観客での実施となったこともあり、テロ災害や多数の傷病者が発生するといった大きな事故等はなく、選手や競技大会関係者の救急搬送といった事案は一定程度発生したものの、各消防本部による迅速かつ適切な対応が実施され、結果、競技大会における消防の任務は完遂されたと言える。



写真7 宮城スタジアムへの消防庁職員派遣状況

6 最後に

過去最大規模の警戒体制で臨んだ今回の消防特別警戒は、競技会場管轄消防本部のみならず応援体制の構築に当たった各消防本部、必要な連絡調整を担った都道府県消防防災担当部局及び関係機関との連携なくしては成し遂げられなかっただろう。

今回のオリパラ競技大会の経験が、今後の大規模イベント開催時における消防特別警戒に活かされるとともに、消防の発展に寄与することを期待する。

問合せ先

消防庁消防・救急課
TEL: 03-5253-7522

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査の結果

防災課

1 調査の趣旨等

我が国は世界のマグニチュード6.0以上の地震の約2割が起こっている地震多発国です。近い将来の発生の切迫性が指摘されている大規模地震には南海トラフ巨大地震や首都直下地震などがあり、これらの地震災害が最大クラスの規模で発生した場合には、東日本大震災を超える甚大な被害が発生することが予測されています。

熊本地震（平成28年4月）では、耐震化されていなかった自治体庁舎が損壊し、災害対応や必要な行政サービスが行えなくなった事例が複数発生したことからも、災害応急対策を円滑に実施するため、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる文教施設などの公共施設等の耐震化の重要性が再認識されています。

このことから消防庁では、地方公共団体（都道府県及び市町村）が所有又は管理する公共施設等について、耐震診断及び改修実施状況等について進捗状況を把握するため、調査を実施しました。

2 調査概要

地方公共団体が所有又は管理している公共施設等（公共用及び公用の建物：非木造のうち、2階以上又は延床面積200㎡超の建築物）全体のうち、災害応急対策を実施するに当たり拠点（防災拠点）となる施設を表1の基準に基づき抽出し、耐震化の進捗状況について集計を行いました。なお、調査対象はすべての都道府県（47団体）及び市町村（1,741団体）で、調査基準日は令和2年10月1日です。

表1 防災拠点となる公共施設等の分類基準

区分	防災拠点と位置づける施設
① 社会福祉施設	全ての施設
② 文教施設（校舎、体育館）	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
③ 庁舎	災害応急対策の実施拠点となる施設
④ 県民会館・公民館等	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
⑤ 体育館	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
⑥ 診療施設	地域防災計画に医療救護施設として位置づけられている施設
⑦ 警察本部、警察署等	全ての施設
⑧ 消防本部、消防署所	全ての施設
⑨ その他（上記以外）	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設

3 調査結果

（1）令和2年10月1日時点耐震率：95.1%（図1）

令和2年10月1日時点で地方公共団体が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等は全国で18万5,472棟（都道府県：22,022棟、市町村：163,450棟）あります。このうち17万6,339棟の耐震性が確保されており、耐震率は95.1%となります。前回調査が行われた平成30年度末（94.2%）と比較すると、0.9ポイント上昇しました。

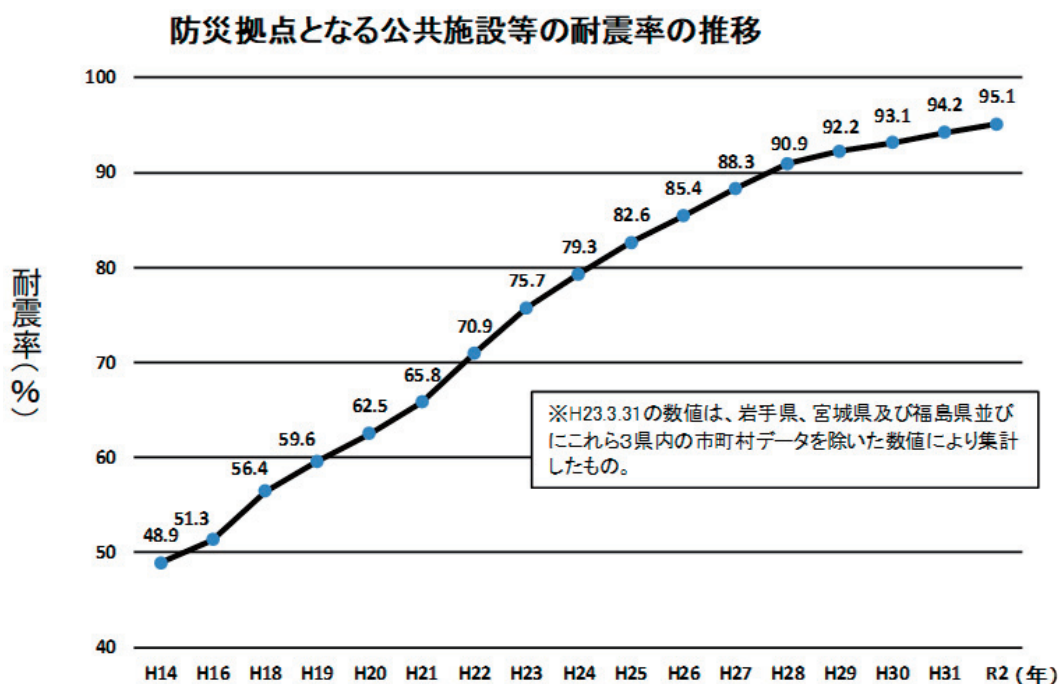
なお、本調査における「耐震率」は、対象となる全棟数に占める「耐震性が確保されている」棟数の割合です。

「耐震性が確保されている」としたものは、次のとおりです。

- ① 建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物
- ② 耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物
- ③ 耐震改修整備を実施した建築物

調査を始めてからの耐震率の推移を示すと、図1のとおりです。

図1 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移



※調査基準日は H14・16:4月1日、H18～H31:3月31日、R2:10月1日

(2) 施設区別の耐震率 (表2)

表2 施設別の耐震率 (都道府県+市町村)

(令和2年10月1日現在)

施設名	全棟数 A	耐震診断実施棟数							耐震診断未実施棟数	耐震済の棟数 B+C+D+E	耐震診断実施率 Y/X	耐震率 E/A
		S57年以降 建築の棟数 B	S56年以前 建築の棟数 X	Y	改修の必要 がない棟数 C	改修済棟数 D	未改修の棟 数					
1 社会福祉施設	18,766	11,859	6,907	6,241	3,453	1,811	977	666	17,123	90.4%	91.2%	
2 文教施設 (校舎・体育館)	106,979	48,993	57,986	57,869	18,984	38,156	729	117	106,133	99.8%	99.2%	
3 庁舎	9,227	5,388	3,839	3,617	1,227	1,522	868	222	8,137	94.2%	88.2%	
4 県民会館・公民館等	17,371	11,871	5,500	4,720	1,921	1,286	1,513	780	15,078	85.8%	86.8%	
5 体育館	4,909	3,174	1,735	1,532	544	605	383	203	4,323	88.3%	88.1%	
6 診療施設	2,880	2,349	531	483	219	136	128	48	2,704	91.0%	93.9%	
7 警察本部・警察署等	5,579	4,048	1,531	992	302	565	125	539	4,915	64.8%	88.1%	
8 消防本部・消防署所	5,779	4,200	1,579	1,446	753	473	220	133	5,426	91.6%	93.9%	
9 その他	13,982	9,835	4,147	3,523	1,828	837	858	624	12,500	85.0%	89.4%	
合計	185,472	101,717	83,755	80,423	29,231	45,391	5,801	3,332	176,339	96.0%	95.1%	

(3) 耐震性が確保されている棟数の内訳 (図2)

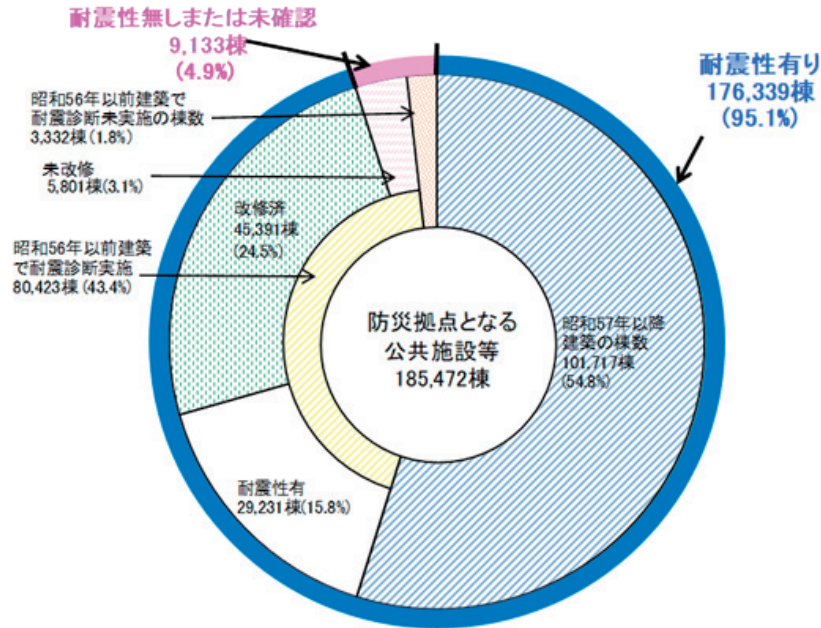
耐震性が確保されている17万6,339棟の内訳は、次のとおりです。

- ① 建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物…10万1,717棟

- ② 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物…2万9,231棟

- ③ 耐震改修整備を実施した建築物…4万5,391棟

図2 耐震性が確保されている棟数の内訳



(4) 災害対策本部設置庁舎及びその代替庁舎の耐震状況 (図3、図4)

災害対策本部設置庁舎の耐震率は都道府県で95.7%、

市町村で83.9%となります。また、同庁舎又はその代替庁舎が耐震化されている場合でみると、都道府県は100%、市町村は98.4%となります。

図3 災害対策本部設置庁舎及び代替庁舎の耐震率【都道府県】

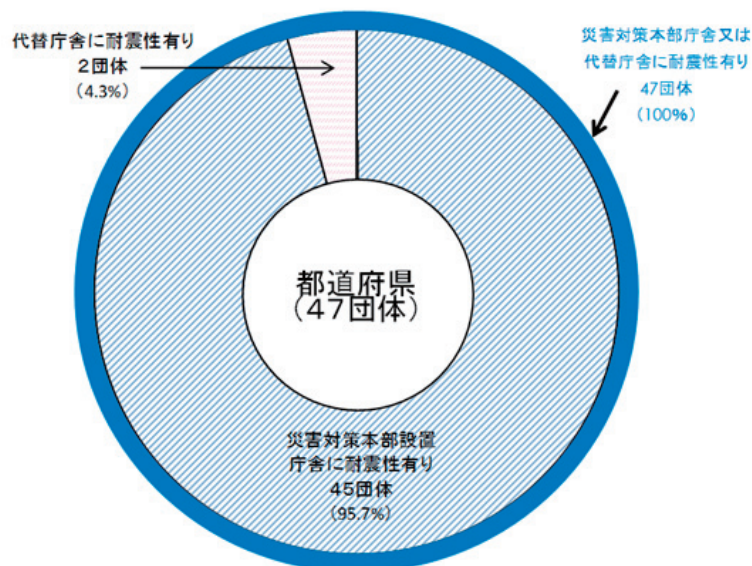
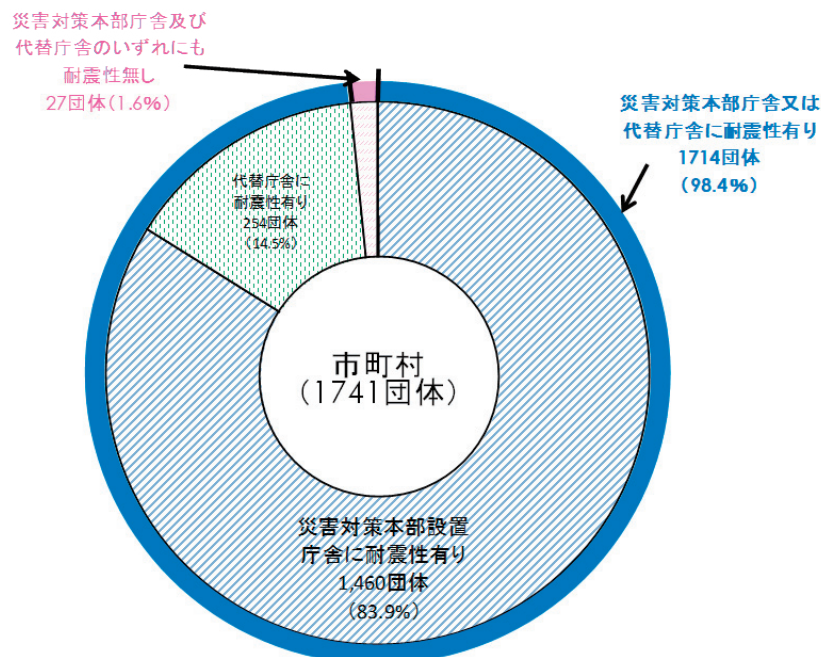


図4 災害対策本部設置庁舎及び代替庁舎の耐震率【市町村】



4 防災拠点となる公共施設等の耐震化に向けた取組み

調査結果から、防災拠点となる公共施設等の耐震化は着実に進んでいることが分かりますが、依然として耐震性が確保されていない施設が見られることから、各地方公共団体において、当該施設の耐震診断や診断結果に基づく耐震改修など耐震化の取組がより一層推進されることが望まれます。

消防庁では特に、消火、救急・救助活動の拠点となる消防本部・消防署所や、災害対策本部が設置される庁舎について、災害時の地方公共団体の業務継続性確保の観点から、早急に耐震化が進められるよう、緊急防災・減災事業債の対象事業を拡充するなど、今後も地方公共団体の取組を支援していきます。

調査結果の詳細につきましては、消防庁ホームページをご参照ください。

「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果の公表」

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/#anchor--01>

問い合わせ先

消防庁 国民保護・防災部 防災課
TEL: 03-5253-7525

第40回全国消防殉職者慰霊祭

総務課

去る令和3年9月28日（火）ニッショーホールにおいて、第40回全国消防殉職者慰霊祭が挙行されました。昨年よりも更に参列者を限定するなど、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上での式典となりました。

全国消防殉職者慰霊祭は、消防の任務を遂行中に、不幸にして尊い犠牲となられた全国の消防殉職者や消防協力受難者の功績を称え、その御霊に深甚なる敬意と感謝の

誠を捧げることを目的として、公益財団法人日本消防協会の主催、消防庁の後援により毎年開催されています。

当日は、大沢内閣官房内閣審議官（菅内閣総理大臣代理）、内藤消防庁長官（武田総務大臣代理）が追悼のことばを述べ、献花を行いました。

また、消防庁からは石山総務課長が参列し、献花を行いました。



第40回全国消防殉職者慰霊祭の様子



追悼のことばを述べる消防庁長官（総務大臣代理）



献花する消防庁長官（総務大臣代理）

問合わせ先

消防庁総務課
TEL: 03-5253-7521（直通）

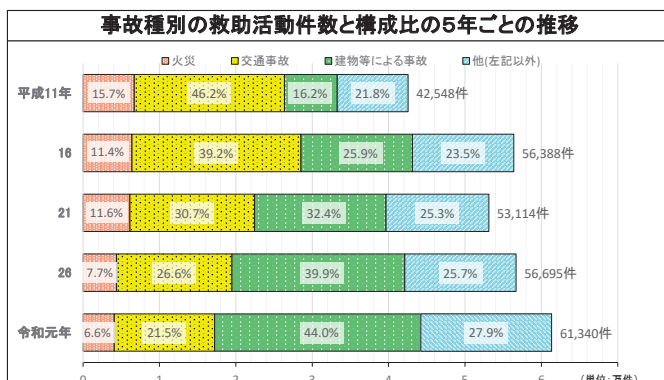
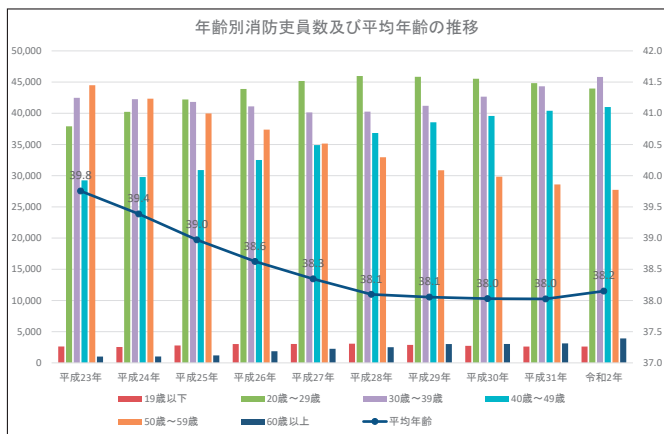
「多様化する救助事象に対応する救助体制のあり方に関する高度化検討会（救助人材育成）」の開催

国民保護・防災部参事官

毎年度開催している救助技術の高度化等検討会について、令和3年度後半から令和4年度は、救助に携わる「人（救助人材）」に焦点を当てて開催します。

1. 背景（救助隊員の若返り、救助活動の多様化、自然災害の増加）

救助をとりまく状況は変化を続けています。団塊の世代の大量退職により職員の若返りが急速に進み、教育訓練のノウハウや指導方法の知識・経験が不足している状況にあります。また、救助経験のベースとなる火災が減少する一方で、救助活動全体は依然として増加傾向にあり、救助の場面も多様化し、状況に応じた適切な救助手法の選択・判断が求められています。



そして、近年は災害が頻発化・激甚化し、消防本部単独の対応力を超えてしまう状況も多く、消防の広域応援、さらには関係機関等との連携が求められる場面が増えています。最近でも、令和3年7月に発生した静岡県熱海市における土石流災害において、消防、警察、自衛隊、海上保安庁が全国から応援に駆けつけ、連携して救助に当たりました。



(熱海消防署で関係機関が集まり合同調整会議を行う様子)

2. 主な検討内容

上記のような課題に対応していくため、検討会では主に以下のような事項を検討する予定です。

(1) 効果的な教育体制の構築

救助隊員の若返りが進む中で、教育訓練ノウハウや指導方法が不足・共有されていない状況を踏まえて、効果的な教育体制づくりを検討します（教育訓練ガイドラインの作成（指導要領）の作成を想定）。

(2) 中核人材の育成

救助活動の指揮、訓練の計画等を担う隊長・指揮官レベル（中核人材）が、実働、人材育成について重要な役割を担うことから、中核人材の育成のあり方について検

討を行います（教育訓練モデル動画（訓練実施者/指導者向け）の作成を想定）。

(3) 関係機関連携

熱海市土石流災害を振り返りつつ、他機関連携時の効果的な救助・捜索活動、活動調整要領等の実効性向上策、それを発揮する中核人材の育成・教育手法を検討します。あわせて、関係機関による実務者検討会も開催し、来年の出水期までに活動調整要領をまとめる予定です。

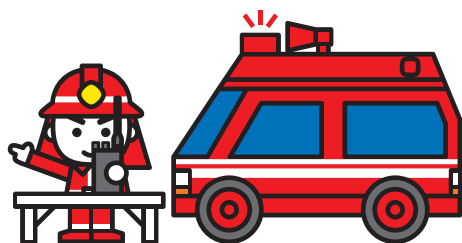
3. 検討会の構成

検討会には、人材育成に精通されている有識者、大規模災害等の救助活動で実際に連携する実働機関等、消防機関にご参加いただく予定で調整中です。

有識者	関係機関	消防
小林恭一 東京理科大学教授 小松原明哲 早稲田大学教授 中西美和 慶應義塾大学教授 山崎洋史 仙台白百合女子大学教授	内閣府防災 警察庁 国土交通省 防衛省 海上保安庁	静岡市消防局 熱海市消防本部 東京消防庁 札幌市消防局 姫路市消防局 松本広域消防局 全国消防長会

4. 検討会のスケジュール

- ・第1回 令和3年 11月下旬：WEB開催（予定）
- ・第2回 令和4年 1月下旬：WEB開催（予定）
- ・第3回以降 令和4年度 4回（予定）



問合わせ先

消防庁国民保護・防災部
参事官付救助係
田中補佐、宮嶋係長、岡田事務官
TEL: 03-5253-7507

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊車両（大型水陸両用車及び搬送車）の配備について

広域応援室

1. はじめに

梅雨前線の影響による大雨や台風の日本列島への接近・上陸は、しばしば日本列島に土砂災害、河川の氾濫、低い土地の浸水等大きな被害をもたらしています。また、近年は短時間強雨の回数が増加傾向にあり、短時間で局地的に非常に激しい雨が降ることにより、中小河川の急な増水が引き起こされ、被害を生じさせています。

令和2年7月豪雨では道路が冠水した地域や土砂災害現場等、通常の消防車両では進出が困難な現場も多く、活動に支障を来しました。

消防庁では、このような経験を踏まえ、冠水地域において円滑に消防活動が果たせるよう全国に2台目となる「大型水陸両用車及び搬送車」を配備することとしましたので、その概要を紹介します。



大型水陸両用車

2. 大型水陸両用車及び搬送車

(1) 車両概要

今回広域応援室で調達した大型水陸両用車は、水深に関わらず水上航行が可能であり、悪天候、悪路において高い走破性を有した車両です。運転手を除いた13名が搭乗可能で、道路冠水による孤立地域における救助活動の輸送力の強化が見込まれています。

車両運転区分は大型特殊自動車で、水上航行には二級以上の小型船舶操縦士免許が必要です。



水上航行のようす

大型水陸両用車主要諸元	
全長	7,870mm
全幅	1,980mm
全高	2,540mm
車両総重量	7,030kg
乗車定員	14名
総排気量	2,990cc
最高速度	[陸上]65km/h[水上]3.5km/h
最大登坂能力	31度
最小回転半径	6.5m
最高出力	170馬力

(2) 配備先等

本車両は、消防庁が消防組織法第50条（国有財産等の無償使用）に基づき、今後発生が懸念される南海トラフ地震や頻発化する大規模風水害等への即応体制を考慮し大阪府の大阪市消防局に配備しました。大阪市消防局により愛称が募集されています。（令和3年10月25日現在）

(3) 資機材等

津波・風水害等の被害状況を考慮し、対応可能な資機材を選定し、配備車両と同時に納入しました。



同時納入資機材一覧	
救助用ボート	1式
ライフジャケット (PFD)	15着
胴付長靴	10着
スローバッグ	5個
救助用伸縮棒	1本
潜水救助器具一式	5セット
遠隔操作型救命浮環	1機
災害対策用可搬式コンベア(2m,3m)	各2台
不整地走行補助板	1式
特定小電力トランシーバー	5台
フローティング担架	1式
ストレッチャー (樹脂製)	1式

【主な資機材の特長】

●救助用ボート

排水に優れ、急流河川での救助に適したラフティングボート。



●遠隔操作型救命浮環

リモート操作により、要救助者へのアプローチが可能な自走式救命浮環。

●フローティング担架

水抜きの良いメッシュ構造でフレームにフロートを備えることで浮力を有している。

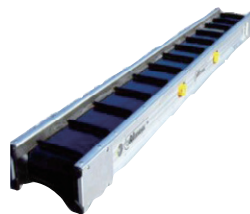
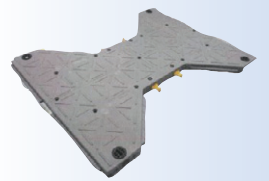


●胴付長靴

つま先の保護と釘等の踏み抜き防止処理されたもの。

●不整地走行補助板

不整地・泥濘地・砂地に敷設することで仮設道路を形成できる。部材の組み合わせが可能。



●災害対策用可搬式コンベア

土砂災害現場など、人力で土砂を搬出することが難しい現場において、自動で土砂を搬送する。複数台での連結稼働が可能。



搬送車積載状況

3. おわりに

この大型水陸両用車は、既に配備されている中型水陸両用車、津波・大規模風水害対策車と同様に、通常の消防車両では進出が困難な冠水地域等における活動能力向上を図るために配備されたものです。

今後配備先消防本部において、車両・資機材の取扱の習熟が図られると共に、このような配備の趣旨を御理解いただき、大規模風水害等発生時における緊急消防援助隊出動時には、大型水陸両用車が積極的に活用され、より効果的な人命救助活動が出来ることを期待しています。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部広域応援室 計画係
TEL: 03-5253-7527

神経剤解毒剤自動注射器を使用した特殊災害訓練を実施

柏市消防局

柏市消防局では、令和3年7月7日に市内体育館を使用し、東京オリンピック・パラリンピックで懸念されるテロ災害に備える特殊災害（化学テロ）対応訓練を実施しました。

バスケットボールの試合中に何者かによりサリンが撒かれ複数の観客が負傷、神経剤解毒剤自動注射器を使用し救出、毒劇物に汚染された傷病者の除染や応急処置を行う訓練を実施しました。

神経剤解毒剤自動注射器を使用した大規模訓練は初となり、今後も継続的にテロ災害発生時における対応力強化を図ってまいります。



令和3年度職場集合研修をハイブリッド方式で実施

東大阪市消防局

令和3年8月27日（金）に総務省消防庁女性消防吏員活躍推進アドバイザーの異真理子氏を講師にお招きし、「みんなが働きやすい職場になるために」等をテーマに職員約120名が職場集合研修を受講しました。

本研修は、対面講義とWEB会議システムを活用して、各消防署に配信するオンライン講義を同時に進めるハイブリッド方式で実施され、全職員にとってニューノーマルな研修方式でしたが、風通しの良い職場環境の醸成に向けて理解と知識を深めることができました。



消防通信 望楼 ぼうろう

阪神・丹波地域MC協議会事後検証委員会 リモート研修の実施

西宮市消防局

阪神・丹波MC協議会に属する消防本部（9市1町※）は、2か月に1度行われる阪神・丹波地域MC協議会の事後検証委員会を「医師が参加する研修会」と位置づけ、各本部（各消防署等）においてリモートで傍聴しています。これにより、広範囲の地域、複数の消防本部からなる当地域のMC協議会において、コロナ禍にあっても研修（再教育）の機会を確保し、受講者数を大幅に増やすことが可能となっています。

今後も、各本部の指導救命士をはじめとした指導的立場にある多くの救急救命士たちがMC協議会に参画することができる機会を設け、消防本部間の連携を図ることでMC体制の強化につなげていきます。

※西宮市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、猪名川町



病院前周産期救急訓練

筑紫野大宰府消防本部

当消防本部では、新型コロナウイルス対策の徹底を図り、救急隊45名を対象とした病院前周産期救急訓練を実施しました。

令和2年版消防白書の年齢区分別搬送人員構成比率では、新生児の搬送件数は全体の0.2%であり、当消防本部の昨年の件数からすると、約14件に相当します。この訓練では、簡易的な分娩介助資器材を作成し、分娩介助とその後の新生児の評価やNCPR訓練を実施しました。

各隊員、熱心に訓練に取り組み、病院前での周産期救急に備えています。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



消防団長科における教育訓練

消防大学校では、消防団の上級幹部に対し必要な知識及び能力を修得させることを目的として、総合教育「消防団長科」の教育訓練を実施しています。

令和3年度は、第79回（9月13日から9月17日まで）と第80回（11月8日から11月12日まで）の教育訓練を予定しており、先般実施した第79回では13名の学生が5日間（教育時間30時間）の教育訓練を修了し卒業されました。

消防団長科の受講者は、各地域において消防団の災害活動及び運営に携わる一般職の方々です。日常はそれぞれの仕事に携わりながら消防団の活動に従事されており、新型コロナウイルスの感染拡大が危惧される中、消防団のさらなる発展のためにと、全国各地から入校を希望され地域性の異なる方々が共に学ぶ場となりました。

講義では、近年の消防団情勢や災害事例に関する講義のほか、校外研修では日本消防協会の秋本会長による消防団幹部としてのあり方や消防団活動の多様化、体制強化についてのお話を伺い、あらためて地域が求める消防団の姿や自らの職責について認識しました。

また、消防庁では長官講話を始め、消防庁幹部による最新の消防団情勢に関する講義のほか、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取り組み事項に対するポイント、現在の消防団の現状による課題と対策や災害時の活動事例、さらには、加入促進や処遇改善、財政措置、安全管理等について説明がありました。

実科訓練として、指揮シミュレーションでは図上訓練等を実施し、消防団幹部が知るべき常備消防との連携や団員の安全管理、そして災害現場全体を見ることの重要性を理解しました。また、実火災体験型訓練では実際に火を燃やし火災の成長過程やフラッシュオーバー発生前の兆候など火災の性状について学びました。

そのほか、他の講師からは女性消防団員に出来る活動や訓練、そして考えなければならない課題、また、団員獲得にも資するスピーチトレーニングの講義など、新しい時代に即した消防団のあり方を学びました。

事例討議においては、所属する消防団の取り組みや様々な課題等について発表し、意見交換がなされました。

他の地域の実情や取り組みを聞くことにより様々な点から思考する機会となりました。

研修を終えた学生からは「各消防団の特徴や課題が聞けて良かった」「協会長、消防庁長官の方々の講話と、地元の問題定義を話せて良かった」等の意見が多く挙げられ、更には学生相互の情報交換により、学生全員から「大いに相互啓発の場になった」との回答を得ました。

今後、消防大学校で修得した知識・技術をそれぞれの地域で発揮され、地域住民の負託にこたえるとともに、消防団の発展に向けて大いに活躍されることを期待しています。



日本消防協会会長による講義



指揮シミュレーション訓練



実火災体験型訓練

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1714

消防研修第110号（特集：東日本大震災から10年）の発行

消防大学校では、消防本部等における消防防災体制の強化のための知識・技術の向上に資するために、「消防研修」を昭和40年（1965年）10月に創刊、毎年2回発行し、各都道府県、消防学校、消防本部等に配布しています。消防研修第110号は、「東日本大震災から10年」を特集テーマにしました。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、死者・行方不明者22,303人（令和3年3月9日現在、消防庁調べ）を記録する未曾有の災害となりました。

この東日本大震災を契機として、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の複数回にわたる改正をはじめと

する災害対策法制の見直しが行われており、国や地方公共団体の危機管理・防災に係る取組は、この10年で大きく変化しています。

今回の消防研修では、緊急消防援助隊の活動における受援側・応援側の課題、行政職員による被災地支援、被災地住民の生の声、被災地における住民の集団移転等、東日本大震災からの復興に向けた地方公共団体や関係機関の各種取組や大規模災害に対する今後の課題を取り上げました。

消防研修最新号は、消防大学校ホームページにも掲載しています。

消防研修第110号（特集：東日本大震災から10年）の主な掲載内容

- 巻頭言「大震災から10年を迎えて」
消防庁総務課長 石山 英顕
- 「東日本大震災の教訓を踏まえての応援・受援体制のあり方について 3・11東日本大震災から10年が経過して」
新潟市消防局長 小林 佐登司
- 「東日本大震災から10年を振り返って…ともに前へ歩んできた仙台市の姿」
仙台市消防局警防部長 早坂 和浩
- 「東日本大震災における被災地の復興と現実」
元石巻市総務部危機対策課事業推進官 木村 伸
- 「東日本大震災—消防現場の方々から学んだこの10年—」
常葉大学社会環境学部 大学院環境防災研究科教授 重川 希志依
- 「東日本大震災の行政職員による被災地支援」
神戸学院大学現代社会学部社会防災学科教授 松山 雅洋
- 「地方公共団体向け調査の結果からみる東日本大震災後の地震・津波対策の取組について」
消防庁国民保護・防災部防災課震災対策係長 鈴木 翼
- 「東日本大震災以降の原子力施設の火災防護対策」
原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部
原子力規制企画課火災対策室長 守谷 謙一
- 「大船渡市における東日本大震災からの復興」
岩手県大船渡市企画政策部企画調整課課長補佐 伊勢 徳雄
- 「『宮城県学校防災体制在り方検討会議報告書』について」
宮城県教育庁参事兼保健体育安全課長 鈴木 秀利
- 「東日本大震災の教訓を踏まえた消防航空応援のあり方」
仙台市消防局太白消防署警防第二担当課長 菅原 道彦
- 「東松島市の震災復興と住民主導の集団移転」
東松島市復興政策部復興政策課復興政策係長 川口 貴史
- 「福島市消防団の新しい形～東日本大震災から10年～」
福島市消防本部消防総務課消防係長 佐久間 真

問い合わせ先

消防大学校調査研究部
TEL: 0422-46-1713



最近の報道発表（令和3年9月21日～令和3年10月20日）

<救急企画室>

3.9.29	令和3年8月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和3年8月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
--------	---------------------	--

<予防課>

3.10.15	消防防災科学技術研究推進制度の令和4年度研究開発課題の募集	消防庁では、近年の自然災害の増加、少子高齢化、社会資本の老化等を踏まえ、消防防災分野における課題解決や重要施策推進に資するため、消防防災科学技術研究推進制度（競争的資金）により研究開発を推進しています。 この度、令和4年度の研究開発課題を募集しますので、公表します。
---------	-------------------------------	--

<危険物保安室>

3.10.1	「令和4年度危険物安全週間推進標語」及び「令和3年度危険物事故防止対策論文」の募集	消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図り、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進するため、「令和4年度危険物安全週間推進標語」及び「令和3年度危険物事故防止対策論文」を募集します。
--------	---	--

<広域応援室>

3.10.4	令和3年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施	緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に平成7年6月に創設され、平成23年東日本大震災、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和3年静岡県熱海市土石流災害など、26年間で計43の災害に出動し、国民の期待に応えるべく、活動してきたところです。 消防庁では、緊急消防援助隊の消火・救急・救助技術や指揮・連携活動能力等の向上を図るため、平成8年度から全国を6ブロックに分け、都道府県及び市町村の協力を得て緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練を実施しています。 令和3年度は、コロナ禍であってもできる範囲での訓練を計画し、受援都道府県及び被災地消防本部の受援力強化を図るとともに、近年発生した災害を踏まえた実践的な訓練による災害対応能力の更なる強化を行います。
--------	---------------------------	---

<消防研究センター>

3.9.24	令和3年度消防防災科学技術賞受賞作品の決定	この度、令和3年度「消防防災科学技術賞」の受賞作品を決定しました。 本表彰制度は、消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査に関する事例報告の分野において、優れた業績をあげた等の個人又は団体を消防庁長官が表彰することにより、消防科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、平成9年度から実施しています。 令和3年度においては、全国の消防機関、消防団、消防機器メーカー等から総計87編（消防防災機器等の開発・改良46編、消防防災科学論文22編、原因調査事例19編）の応募があり、選考委員会（委員長 山田實 元横浜国立大学リスク共生社会創造センター客員教授）による厳正な審査の結果、26編を受賞作品として決定しました。
--------	-----------------------	--



最近の通知 (令和3年9月21日～令和3年10月20日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	令和3年10月7日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	消防機関における救急救命士の行う救急救命処置の事故防止の徹底について
消防広第259号	令和3年10月6日	都道府県消防防災主管部長	消防庁広域応援室長	緊急消防援助隊に係る応援等実施計画の充実について(通知)
事務連絡	令和3年10月1日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備への対応について
事務連絡	令和3年10月1日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁消防・救急課 消防庁救急企画室 消防庁国民保護・防災部 地域防災室 消防庁国民保護・防災部 広域応援室	新型コロナワクチンの追加接種について
事務連絡	令和3年9月27日	各都道府県・保健所設置市・特別区 防災担当主管部(局) 衛生主管部(局)	内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(避難生活担当) 消防庁国民保護・防災部 防災課 厚生労働省健康局結核感染症課	令和3年7月及び8月に発生した大雨等における対応や新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた今後の避難所における新型コロナウイルス感染症対策等について(周知)
消防消第366号 消防予第471号 消防危第214号 消防特第185号	令和3年9月21日	各都道府県知事 各政令指定都市市長	消防庁次長	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布について(通知)

広報テーマ

11 月		12 月	
<ul style="list-style-type: none"> ① 秋季全国火災予防運動 ② 津波による被害の防止 ③ 女性防火クラブ活動の理解と参加の呼び掛け ④ 正しい119番通報要領の呼び掛け 《11月9日は「119番の日」》 	<ul style="list-style-type: none"> 予防課 防災課 地域防災室 防災情報室 	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進 ② ストープ火災の注意喚起 ③ 雪害に対する備え 	<ul style="list-style-type: none"> 消防・救急課 予防課 防災課



令和 3年 11月9日(火) から 15日(月)まで 秋季全国火災予防運動を実施します!

予防課

消防庁では、空気の乾燥や、暖房器具の使用などにより、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として、「119番の日」である11月9日から15日まで（一部地域を除く。）の7日間にわたり、秋季全国火災予防運動を実施します。

全国火災予防運動は毎年春・秋の2回実施しており、今年度は「おうち時間 家族で点検 火の始末」を全国統一防火標語とし、消防署や消防本部などで様々な取組が行われます。この機会に、防火への正しい知識や技能を修得し、家族や友人にも声をかけ、火災の予防に努めましょう。



加的な機能（連動型、屋外への警報機能など）を併せ持つ機器への交換も推奨しています。

住宅用火災警報器(住警器)の維持管理について

<p>●定期的な作動確認</p> <p>点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的に作動確認をしましょう。</p>	<p>●古くなったら交換</p> <p>火災警報以外の警報が鳴った場合</p>
<p>作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。警報器の本体または電池を交換しましょう。</p>	<p>本体の故障か電池切れです。警報器本体を交換しましょう。</p>

地震火災の防止

地震火災を防ぐためには、家具類の転倒防止や安全装置などを備えた火気器具の普及を推進するなどの出火防止対策に加え、住宅用火災警報器、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具などの設置といった火災の早期覚知・初期消火対策、さらには地域の防災訓練や自主防災組織への参加といった、地域ぐるみの防火対策が重要です。

住宅防火対策

令和2年中の住宅火災の件数は総出火件数の約3割ですが、住宅火災による死者数は総死者数1,321人のうち862人と約7割を占めています。住宅火災による死者の発生防止対策をまとめた「住宅防火いのちを守る10のポイント～4つの習慣・6つの対策～」を参考に身の回りの火災予防対策を確認しましょう。

※火災件数等にあつては概数値
10のポイントはこちらで確認 →



たばこ火災の防止

この秋季全国火災予防運動に合わせて、「たばこ火災防止キャンペーン」（一般社団法人日本たばこ協会主催）も実施されます。「たばこ」を原因とした火災で多くの死者が発生しています。喫煙者の方は絶対に寝たばこはせず、ご家族に喫煙者がいる方は、寝たばこをしないよう声かけをしましょう。



住宅用火災警報器(住警器)の維持管理

住宅用火災警報器については、すべての住宅で設置が義務化され、その結果、住宅火災による死者数が減少するなどの効果が現れています。住宅用火災警報器の維持管理に当たっては、今後その多くが設置後10年を迎え、電池切れ等により火災時に適切に作動しなくなることが懸念されています。火災予防運動期間中の点検の実施を行うよう習慣づけ、電池切れや故障が確認された場合は交換しましょう。また、消防庁では本体交換の際に、付

問い合わせ先
消防庁予防課
TEL: 03-5253-7523



「令和4年度危険物安全週間推進標語」及び「令和3年度危険物事故防止対策論文」の募集

危険物保安室

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図り、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進するため、「令和4年度危険物安全週間推進標語」及び「令和3年度危険物事故防止対策論文」を募集します。

1 令和4年度危険物安全週間推進標語

消防庁では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しています。この「危険物安全週間」を推進し、危険物の保安に対する意識の高揚を図るため、「危険物安全週間推進標語」を募集します。

募集期間

令和3年10月1日（金）～令和3年12月10日（金）

表彰

- 最優秀作（1点）
消防庁長官賞及び副賞（20万円）
- 優秀作（1点）
全国危険物安全協会理事長賞及び副賞（10万円）
- 優良作（10点）
記念品

最優秀作は危険物安全週間推進ポスターに活用する予定です。

令和4年度のポスターモデルは、第52回全日本弓道選手権大会初出場で初優勝を成し遂げられた村川春圭さんを予定しています。



村川春圭さん

2 令和3年度危険物事故防止対策論文

令和2年度の危険物施設における事故発生件数は562件と、引き続き高い水準で推移しており、消防庁では、事故の発生防止に積極的に取り組んでいます。このような危険物の事故防止対策を推進するため「危険物事故防止対策論文」を募集します。

募集期間

令和3年10月1日（金）～令和4年1月31日（月）

表彰

- 消防庁長官賞（2編以内）
賞状及び副賞（20万円）
- 危険物保安技術協会理事長賞（2編以内）
賞状及び副賞（10万円）
- 奨励賞（若干名）
賞状及び副賞（2万円）

※危険物安全週間推進標語及び危険物事故防止対策論文の各賞の表彰式は、危険物安全週間中に東京で開催される危険物安全大会において行う予定です。

募集要項等の詳細は、消防庁ホームページ報道発表資料を御覧ください。

[\(https://www.fdma.go.jp/\)](https://www.fdma.go.jp/)

問い合わせ先

消防庁危険物保安室 企画係 竹村・小川・田部
TEL: 03-5253-7524

津波による被害の防止

防災課

平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、我が国はこれまで幾多の大地震とそれに伴う巨大な津波による被害を受けてきました。今後も、南海トラフ地震等による津波被害の発生が懸念されています。

津波による被害を防ぐため、強い揺れや、弱くても長い揺れがあった場合には、直ちに、津波災害に対応した指定緊急避難場所や高台などの安全な場所へ避難することが重要です。




消防庁では、今年度の災害対策基本法の改正を受け見直された、津波からの避難の発令基準例等を含む「避難情報に関するガイドライン」も参考にして、都道府県及び市町村に対して、次のことを要請しています。

- ・津波による被害を軽減するための指定緊急避難場所、津波避難タワー等の整備を適切に行うこと
- ・津波発生時の避難は原則徒歩によるが、自動車により避難せざるを得ない場合が想定される場合には、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を検討すること
- ・津波警報、津波注意報等の住民への適切な伝達手段を確保すること
- ・避難指示の発令基準を適切に設定すること
- ・具体的かつ実践的な津波避難訓練を行うよう努めること

また、津波による被害を防止するためには、いざというとき津波から円滑に避難することができるよう、住民がそれぞれの津波避難の方法等を検討しておくことも重要です。

実際に避難行動をとる住民一人ひとりが、「自分の命は自分で守る」といった自覚を持ち、日頃から津波避難訓練等を通じて防災意識の向上を図り、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には、直ちに海辺から離れ、急いで安全な場所へ避難するという行動をとることが重要です。

津波避難誘導標識システムによる記載例

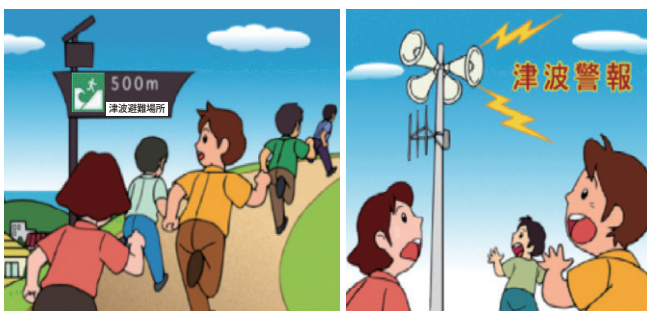
津波注意標識	津波避難情報標識	津波避難場所誘導標識
 <p>この地盤は 海拔 3m Above Sea Level</p>		

津波による災害の防止

地震が発生した時は「直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所へ避難する」ことが重要です。

→「自分の命は自分で守る」といった津波防災意識を高くもち住民一人ひとりが主体的に行動することが大切です。

※地震発生後、短時間で津波が沿岸部に到達する可能性があります。



「揺れたら逃げる」

「警報を聞いたら逃げる」

問い合わせ先

消防庁 国民保護・防災部 防災課
TEL: 03-5253-7525



女性防火クラブの活動の紹介と参加の呼び掛け

地域防災室

女性防火クラブは、家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的に地域で活動している組織です。令和2年4月1日現在、全国で7,630団体、約114万人のクラブ員の皆さんが熱心に活動されています。

女性防火クラブの活動

女性防火クラブの主な活動の一つが火災予防への取組です。地域住民や児童・生徒などに対する火災予防知識や防災製品の普及啓発を始め、消火器の取扱訓練など実演を通して、火災予防技術の向上に貢献しています。特に、住宅用火災警報器の設置や維持管理では、イベントを通じた呼び掛けや地域において住宅用火災警報器を共同購入するなど、積極的な活動が実施されています。

また、地域の防災に関する取組においても幅広い活動が行われています。平常時には、地震時の家具転倒防止に関する知識の普及啓発、応急救護訓練の実施、消防団等と連携した地域の防災訓練への参加等が行われています。

他方、災害発生時には、避難誘導、避難所における炊き出し支援等が実施されており、家庭や地域の防災力向上に大きく貢献しています。東日本大震災においても、避難所での炊き出し支援や被災地への義援金・支援物資の提供等の支援活動が各地のクラブで行われました。また、平成28年熊本地震においても、避難所における炊き出し等の支援が行われました。

さらに、災害発生時の避難などの際に支援が必要となる避難行動要支援者に配慮した地域づくりの一環として、避難行動要支援者宅への日常の家庭訪問による防災点検や、災害時の避難誘導（そのための日頃からの訓練）なども実施されています。

こうした活動は地域コミュニティの活性化にも繋がることが期待されることから、クラブ員の皆さんの知識・経験やネットワークを活かした支援活動に対して、大きな期待が寄せられています。

連携によるメリット

女性防火クラブの活動は、他の地域のクラブとの連携

や情報交換により一層の充実が期待されており、現在、43道府県において女性防火クラブの連絡協議会が設立され、クラブ間の意見交換や合同研修など様々な交流が行われています。

また、地域防災を担う消防団や自主防災組織、民生委員や社会福祉協議会などの地域の関係機関・団体との連携を深めることも重要であることから、合同での防災訓練や意見交換など、日頃から顔の見える関係づくりを行うことで、いざという時のスムーズな協力体制の構築が図られています。



女性防火クラブを中心とした防火防災訓練
(栃木県那須塩原市)

【第25回（令和2年度）防災まちづくり大賞受賞】

活動の活性化に向けて

女性防火クラブは地域の防火・防災について重要な役割を担っており、火災や地震等の災害発生時には、地域に根ざした女性の方々による活動が非常に大きな力となります。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という信念と連帯意識の下、火災や災害に強い安心・安全なまちづくりのため、より多くの方々に女性防火クラブの活動を知っていただくとともに、積極的に参加していただきたいと考えています。

問い合わせ先

消防庁地域防災室 米山
TEL: 03-5253-7561



事業所の消防団活動への理解・協力について

地域防災室

○ 消防団について

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、地域で発生した火災に対応するだけでなく、東日本大震災をはじめとした地震や豪雨災害などの自然災害においても、住民の避難誘導や救助活動などに献身的に従事するなど、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在です。

しかしながら、過疎化、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化等に伴い、消防団員数は年々減少し続け、令和2年4月1日現在で81万8,478人となっており、平成31年4月1日の団員数から13,504人減少し、地域における防災力の低下が懸念されています。

○ 消防団活動には事業所の協力が重要

消防団員に占める被雇用者の割合は、増加傾向にあり、令和2年4月1日現在で73.9%と平成31年4月1日時点(73.7%)から更に増加し、約7割で推移しています。

このため、地域の消防力を維持していくためには、就業時間中に発生した災害への団員の出勤等について、事業所の消防団に対する理解や協力が非常に重要となっています。

○ 消防団協力事業所表示制度について

消防庁では、平成18年度から、消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を設けています。

消防団活動への協力として、特別の休暇制度を設けて勤務時間中の消防団活動に便宜を図ることや、従業員の入団を積極的に推進する等の取組は、地域の防災体制の充実に資すると同時に、事業所が地域社会の構成員として防災に貢献し、当該事業所の信頼の向上にもつながります。

令和2年4月1日現在、1,329市町村が本制度を導入し、消防団協力事業所数は、1万6,655事業所となっており、いずれも昨年度より増加しています。

○ 地方公共団体による支援策

地方公共団体によっては、消防団協力事業所に対する減税措置や金融優遇措置等の支援を行っているところがあります。例えば、法人・個人事業税の減税（長野県、岐阜県、静岡県）や、活動資金融資の信用保証料割引（宮城県、福島県）等があります。

また、これらの支援策については、制度導入市町村数、交付事業所数と同様に拡大傾向にあります。

○ 消防庁の取組

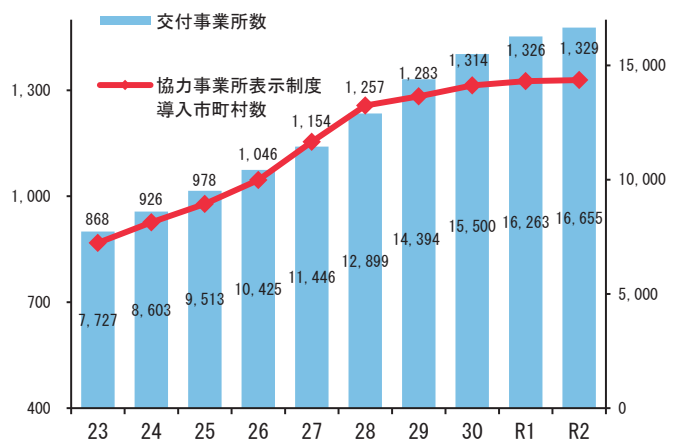
消防庁では、

- ・消防団協力事業所表示制度の未導入市町村に対する、制度導入の働きかけ
- ・消防団協力事業所に対する入札における優遇や税制優遇の全国への普及促進の働きかけ
- ・従業員の入団を積極的に推進するなど、消防団活動に特に深い理解があり、協力度の高い事業所に対する表彰
- ・消防団と事業所の連携・協力の優良事例の紹介
- ・経済団体や企業への働きかけ（従業員の入団促進や、勤務時間中の消防団活動への便宜・配慮、また複数の事業所を持つ企業等に対して、企業全体に対する表示制度の認定に関する働きかけなどを依頼）
- ・企業や大学等と連携した女性や若者をはじめとする消防団への加入促進の取組について、都道府県や市町村から提案を受け、先進事例を構築するための委託調査事業

などを実施し、消防団活動に対する事業所の理解・協力が得られるよう取り組んでいます。

今後とも、これらの取組等を進め、消防団の充実強化を図っていきます。

制度導入市町村・交付事業所数推移



問合わせ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室 牧野
TEL: 03-5253-7561



11月9日は「119番の日」 正しい119番緊急通報要領 ～いざという時慌てないために～

防災情報室



11月9日は「119番の日」

消防庁では、消防に対する正しい理解と認識を深めるとともに、防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年より11月9日を「119番の日」としています。

119番通報をする際の留意点をまとめましたので、いざという時慌てないためにご活用ください。



How to 119番通報

緊急時に自分や周囲の人の体や命、財産等を守るために119番通報は重要なものです。

いざという時のために、119番通報にあたっての留意事項を紹介します。

①通報前の留意事項

<火災の場合>

通報している場所まで煙や火が拡大するなど危険が迫っている場合は、すぐ避難し安全な場所から通報してください。

<救急の場合>

急な病気やけがをしたとき、救急車を呼ぶべきか、どこかの病院に行くべきか迷うことがあります。そんなとき、どう対応すればいいのか判断の手助けをしてくれる「全国版救急受診アプリ（愛称「Q(きゅう)助(すけ)」)を消防庁で作成しました。「Q(きゅう)助(すけ)」では、該当する症状を選択していけば、緊急度に応じた対応が表示され、自力受診する場合には、医療機関の検索（厚生労働省の「医療情報ネット」にリンク）、受診手段の検索（「全国タクシーガイド」にリンク）が行えます。救急車を呼ぶべき症状をまとめた「救急車利用リーフレット」等と併せて御活用ください。また、自治体によっては、急なケガや病気の際に、専門家が相談に応じる電話相談窓口（＃7119等）を設置しているところもありますので、御確認の上、御相談ください。

②通報時の留意事項

119番通報の際、消防本部の職員から「火事ですか？救急ですか？」と聞かれます。また、次のような情報をお尋ねしますので、落ち着いて対応をお願いします。

<火災の場合>

- ・発生場所（住所・階層・近くの目標物等）
- ・何が燃えているか？
- ・逃げ遅れはないか？
- ・通報者の氏名・電話番号

<救急の場合>

- ・発生場所（住所・階層・近くの目標物等）
- ・誰がどうしたのか？
- ・通報者の氏名・電話番号

<事故の場合>

- ・発生場所（住所・近くの目標物等）

- ・どういう事故か？
- ・怪我人（閉じこめられている人）はいるか？
- ・通報者の氏名・電話番号

なお、適切な医療機関に搬送するため、傷病者の年齢、持病、かかりつけの病院などをお尋ねする場合があります。また、電話を通じて傷病者への応急手当（心肺蘇生やAED）などをお願いする事があります。

③携帯電話からの通報にかかる注意点

近年、携帯電話による119番通報は、通報総数の約半分を占めています。

消防本部の管轄境界付近から携帯電話で通報した場合は、通報場所を管轄する消防本部とは異なる隣接消防本部につながる場合があります。この場合、通報を受けた隣接消防本部は、通報場所を管轄する消防本部（実際に救急車や消防車が出動する消防本部）へ119番通報の転送を行う場合があります。通報を転送する間、通話を切らずにお待ちください。なお、転送ができない場合は、管轄する消防本部の電話番号を案内するなどの対応を行っています。

④「050」から始まるIP電話等の注意点

「050」から始まる電話番号を割り当てられている電話からは、原則119番通報ができません。自宅のIP電話や、利用している通話アプリが緊急通報に対応しているか、契約している電話事業者に確認してください。対応していない場合は、「050」から始まる電話以外の電話から通報するか、お住まいの地域を管轄している消防本部の電話番号を控えておけば、いざという時に慌てずに通報できます。

⑤音声以外の119番通報

消防では、耳が聞こえない、言葉が話せない等の事情で音声による119番通報が困難な方が、円滑に火災や救急などの通報を行えるよう、スマートフォンのタッチ操作で通報できるNet119緊急通報システムの導入を進めているほか、FAX、電子メール等による通報も受け付けています。利用可能な通報手段は地域によって異なりますので、お住まいの地域を管轄する消防本部にお問合せください。また、本年度から手話通訳オペレータを介した「電話リレーサービス」からの緊急通報が全国一律で開始されていますので、ご活用ください。



119番通報の訓練をしよう！

火災や救急の必要な場面に遭遇したときには、落ち着いて119番通報することが大切ですが、いざというときに、冷静に必要な情報を伝えるのは難しいことです。このため、多くの消防本部では地域の消防訓練などにあわせて、119番の通報訓練も行っています。疑似的な通報訓練を体験しておけば、実際の通報時には大変有効となりますので、ご希望の場合にはお近くの消防署へご相談ください。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室
TEL: 03-5253-7526

住宅用火災警報器 交換のおすすめ

10年たったら、
とりカエル。



秋の
全国
火災予防
運動

11/9~11/15

秋田汐梨

おうち時間 家族で点検 火の始末

制作：一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会 後援：消防庁 全国消防長会

このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

